一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　沢川目の沢二
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県下閉伊郡岩泉町門
　字国見　八四番一二　一号及び三十八号
　八六番二　二号及び三号
　八三番　四号から十二号まで
　二一二番五〇　十三号及び十四号
　七一番三　十五号
　七三番　十六号
　六八番　十七号
　二一二番四二二　十八号及び二十号
　五九番　十九号
　六一番　二十一号及び二十二号
　六〇番　二十三号
　二一二番七五　二十四号及び二十五号
　五三番三　二十六号から二十八号まで
　五三番一　二十九号から三十六号まで
　八四番一三　三十七号

○国土交通省告示第千三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　花露辺の沢（一）
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県釜石市唐丹町
　字花露辺　七七番五　一号
　七七番一　二号及び三号
　七五番七　四号
　七三番八　五号
　六九番七地先道路敷　六号
　七〇番二地先道路敷　七号
　七六番　八号
　八〇番　九号
　八五番　十号及び十一号
　八六番一　十二号
　一〇〇番　十三号
　一〇八番一　十四号
　一〇九番四　十五号

○国土交通省告示第千三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　本源寺川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県安芸高田市八千代町下根字引石八二七番地内四等三角点古屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を一級河川江の川水系本源寺川の河川敷の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十六年建設省告示第千二百六十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から三四三度四分一〇秒
　八一八・八七四メートルの地点　一号
　標柱一号から二九五度五五分二〇秒
　一・二七〇メートルの地点　二号
　標柱二号から二七〇度四七分一秒
　四二・七五九メートルの地点　三号
　標柱三号から二七四度三分五九秒
　一二・三四〇メートルの地点　四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　落久保右支三
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県広島市東区牛田山国有林四十三林班ほ小班地内四等三角点牛田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から一五八度一四分二八秒
　九九三・〇六二メートルの地点　一号
　標柱一号から二四〇度五〇分五一秒
　四五・〇六〇メートルの地点　二号
　標柱二号から二八七度二二分〇秒
　八一・一一八メートルの地点　三号
　標柱三号から三四七度五一分四二秒
　二二・〇九二メートルの地点　四号
　標柱四号から六五度四六分四五秒
　一〇二・九一二メートルの地点　五号
　標柱五号から一七六度二二分二四秒
　三八・九六七メートルの地点　六号
　標柱六号から一〇二度五七分二六秒
　九・六八七メートルの地点　七号
　標柱七号から一二六度一六分二四秒
　二一・九五五メートルの地点　八号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　高田川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県豊田郡大崎上島町沖浦一二五番地内電子基準点木江を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千五百三号で指定した同号五十五に掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から二二七度一三分〇二秒
　六〇一九・五六九メートルの地点　一号
　標柱一号から一五四度一分三八秒
　四四・八六九メートルの地点　二号
　標柱二号から一八二度四八分三九秒
　五〇・三四九メートルの地点　三号
　標柱三号から二三〇度四九分三九秒
　四一・三六一メートルの地点　四号
　標柱四号から二六五度二〇分二三秒
　一二・三八二メートルの地点　五号
　標柱五号から三三五度四一分五二秒
　一〇三・三六〇メートルの地点　六号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中須賀川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県呉市蒲刈町向七七一番地内電子基準点蒲刈を基準とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第九百五十六号で指定した同号十四に掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から三一五度一三分〇三秒
　九六六六・六五四メートルの地点　一号
　標柱一号から二六三度四六分四〇秒
　五八・三三〇メートルの地点　二号
　標柱二号から三三三度一二分二八秒
　六五・三八一メートルの地点　三号
　標柱三号から二三度五九分一四秒
　六〇・〇メートルの地点　四号
　標柱四号から一二三度四六分三二秒
　八一・二五五メートルの地点　五号
　標柱五号から一八五度三二分四一秒
　五〇・六二一メートルの地点　六号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　才原川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県三原市中之町北七八九番地内三等三角点鹿毛谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から一七六度五分二三秒
　八三七・八四九メートルの地点　一号
　標柱一号から三〇二度四八分四一秒
　六八・一三〇メートルの地点　二号
　標柱二号から一三度五七分二六秒
　七八・三〇四メートルの地点　三号
　標柱三号から四九度二四分五〇秒
　八五・〇七〇メートルの地点　四号
　標柱四号から一一七度二四分五二秒
　一七・五三三メートルの地点　五号
　標柱五号から一七七度一九分五三秒
　一二五・九七一メートルの地点　六号